デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十一号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和四年一月一日とし、同条第四号に掲げる規定（同法第十七条、第三十五条、第四十四条及び第五十八条並びに附則第五条、第六条、第十三条、第十九条、第二十四条、第二十九条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条及び第四十四条（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七十八条第三号の改正規定及び同法第八十一条第八号の改正規定に限る。）の規定を除く。）の施行期日は令和四年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十二号

個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第一条　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　個人情報取扱事業者等の義務等（第四条―第十五条）
第三章　行政機関等の義務等（第十六条―第三十条）
第四章　個人情報保護委員会（第三十一条―第三十八条）
附則

第一章　総則

第二十一条第一項中「第二十二条の二第一項、法第四十条第一項、法第五十八条の三」を「第二十六条第一項、法第百四十三条第一項、法第百五十九条」に、「第五十八条の四」を「第百六十条」に、「第五十八条の五」を「第百六十一条」に、「第四十四条第一項」を「第百四十七条第一項」に改め、同条第三項中「第十四条第一項の」を「第三十三条第一項の」に、「第四章第一節から第三節まで」を「第四章第二節から第四節まで」に、「第二十二条の二第一項」を「第二十六条第一項」に、「第十四条第一項各号」を「第三十三条第一項各号」に改め、同条を第三十八条とする。

第十九条及び第二十条を削る。

第十八条第一項中「第四十四条第五項」を「第百四十七条第五項」に改め、同条を第三十七条とする。

第十七条の前の見出しを削り、同条第一項中「第四十四条第四項」を「第百四十七条第四項」に改め、同条を第三十六条とし、同条の前に見出しとして「（財務局長等への権限の委任）」を付する。

第十六条第一項中「第四十四条第四項」を「第百四十七条第四項」に改め、同条を第三十五条とする。

第十五条第一項中「（平成十一年法律第八十九号）」及び「（昭和二十三年法律第百二十号）」を削り、「第四十四条第一項」を「第百四十七条第一項」に改め、同条第二項中「（令和三年法律第三十六号）」を削り、「第四十四条第一項」を「第百四十七条第一項」に改め、同条第三項中「（昭和二十九年法律第百六十二号）」を削り、「第四十四条第二項」を「第百四十七条第二項」に改め、同条を第三十四条とする。

第十四条第一項中「第四十四条第二項」を「第百四十七条第二項」に、「第四章第一節から第三節まで」を「第四章第二節から第四節まで」に、「又は法第二十二条の二第一項」を「又は法第二十六条第一項」に改め、同項第一号中「第二十二条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同項第二号中「第四十条第一項」を「第百四十三条第一項」に改め、同項第三号中「第五十八条の三」を「第百五十九条」に、「第五十八条の四」を「第百六十条」に、「第五十八条の五」を「第百六十一条」に改め、同条を第三十三条とする。

第十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第百四十七条第一項」に、「第二十二条の二第一項、法第四十条第一項、法第五十八条の三」を「第二十六条第一項、法第百四十三条第一項、法第百五十九条」に、「第五十八条の四」を「第百六十条」に、「第五十八条の五」を「第百六十一条」に改め、同条を第三十二条とする。

第十二条の見出しを「（権限の委任を行う場合の事情）」に改め、同条中「第四十四条第一項」を「第百四十七条第一項」に改め、同条を第三十一条とする。

第十一条中「第三十二条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の二条、一章及び章名を加える。

（認定個人情報保護団体の認定の申請）

第十四条　法第四十七条第三項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
二　認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地
三　認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。）
四　法第四十七条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあっては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲